

(事例8) 65歳男性、トラック運転、高血圧のため重量物の取り扱い禁止

類型	症候	疾患
1, 2, 4	1. 高血圧	4. 高血圧

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 65歳 男性 ぎっくり腰</p> <p>2) 業種、作業内容 トラック運転</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 高血圧</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 要就業制限 高血圧の治療継続が必要です。また重量物の取扱いはできれば避けてください。</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>数年来、近くの病院で高血圧内服治療中であったが、血圧は160/92mmHgとコントロール不良の状態が続いていた。健診でも同所見のため面談、上記経緯及び業務負荷を確認、重量物取扱いは少ないものの、年齢も加味し負荷制限の意味で就業制限を設けた。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>①業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>②企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>④職場や企業への注意を促すため(例:過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>高齢、腰痛あり、また高血圧もあるため。シニア雇用であり、雇用機会の喪失と安全健康配慮義務のバランスに苦心した。</p>		